

通告7番、9番議員、小田眞一です。通告に従い、住民票の写し等の不正取得に係る本人通知制度について質問いたします。

先日、ある町民の方から、役場の窓口で住民票をもらおうとしたが、大変不愉快な思いをしたとのお話をお聞きいたしました。聞くところによれば、健康保険証は持っていったが、それだけでは発行してもらえず、運転免許証かパスポートを求められたが、いずれも持っていないため困ってしまった。自分が、どこの誰なのかよく知っているはずの職員も何人かはいたが、だめだった。自分の住民票をもらうのに、何でこんなに面倒なのかというようなお話でありました。大井町で生まれ育ち、おそらく70年以上近く暮らしてきた当人にとってみれば、自分が疑われているようで、その不快感も全く理解できないわけではないと感じました。しかし、この窓口での本人確認、これまでは不当な目的でなければ、原則として、誰でも住民票の写し等及び戸籍謄本等証明書の交付請求をすることができましたが、なりすまし犯罪などのたび重なる不正取得事件が発生し、その防止策として、平成20年に戸籍法及び住民基本台帳法の一部が改正され、他人による証明書の不正取得や虚偽の届け出を防ぎ、また、個人情報を保護するために一定の本人確認書類の提示が法律で規定されたものであって、その意味では、今回の窓口の職員の対応は職務上当然であり、我々もその法には従わなければならないでしょうとの説明に、それならそうと、もっとわかりやすく、町民にしっかり知らせておいてくれよと言いつつも、渋々納得した様子でありました。

しかし、この話をきっかけにして、あれこれ調べてみたことで、住民票や戸籍謄本などの不正取得に係る事件が以前から全国では頻繁に発生していることを再認識させられました。そして、その不正取得の防止策、抑止策として、本人通知制度と呼ばれるものを導入、実施している自治体がふえつつあることも知りました。個人の戸籍や住民票などが個人情報として最も重要なものの一つであることは疑いのないところです。これが不正に取得され、不正利用されることによってこうむる精神的、あるいは金銭的被害は甚大なものがあると思われます。特に本人からの委任状を持った代理人については、実際に本人が委任状を記入したのかどうか確認する手だてではなく、不正取得につながると考えられます。全国では不正な身元調査や偽装結婚、銀行口座の開設等々の不正利用が発生していることは、事件報道からも周知の事実であります。

少々調べたところでは、最近の大きな事件としては、2011年に発覚したプライム事件や、2012年に発覚したベルリサーチ事件などがありました。これはプライム総合法務事務所の実質経営者らが全国の調査業者から戸

籍謄本入手依頼を受け、所属する司法書士の業務上請求用紙を偽造するなどして、全国の市町村から戸籍謄本や住民票の写し等 1 万枚以上不正入手し、億単位の多額の利益を上げていた業者が逮捕されたという事件ですが、1 枚1万円から 2 万円で業者間で取引されたとの記事が書かれておりました。

また現在、連日のように報道されている大阪准看護師の事件も不正取得した住民票と戸籍謄本でパスポートを取得して、被害者になりすまして海外へ逃避行しているというようなものでなかろうかと思っております。委任状による請求があった場合の委任状そのものの確認に関しては、現段階の取り扱いでは、本当に本人が書いたのかどうか確認することができるのでしょうか。本人になりすまし、不正請求から犯罪につながった例が全国であることを考えると、窓口に見えた方の本人性の確認強化と委任状の偽造についても何らかの方法により、本人自筆であることの確認作業までが必要になろうかと感じております。しかし、速やかな行政サービスの提供と本人確認の兼ね合いから、悪意を持った不正請求に対する徹底した防止策が講じられていないのが現状のようであります。

不正発行を未然に防止し、犯罪につながらない対策としては、その場で交付を行わず、確かに本人が窓口に見えた方に委任したことを確認してから発行することが必要ですが、これを突き詰めると本人にしか発行しないということになりかねません。こうしたことから、一部の自治体では、不正な取得の利用を防ぐ目的で、本人からの委任状を持った代理人が戸籍などの写しの交付請求をした場合、その場で戸籍等発行しながら請求があったことを本人に郵送で伝えるという本人通知制度を実施しているようであります。

この制度の内容は、住民票の写しや戸籍謄本等が第三者に取得された場合などに取得された本人に通知することにより、市民の権利、利益の侵害を防止するとともに、不正取得という犯罪の抑止を図ることを目的とするものであるとされています。実施自治体の例によれば、形式としては、事前に登録した方に住民票の写しなど、第三者に交付したときに通知する事前登録型と、不正取得された事実が判明した場合に被害者へ通知する告知型があるようであります。全国の導入状況としては、昨年の数字で378市町村とのことで、関西方面を中心に導入されているようであります。

当神奈川県内の実施状況としては、昨年の 9 月に藤沢市が、また、今年の 3 月には相模原市、4 月には鎌倉市が、そして 5 月には伊勢原市においても実施されるようになりました。このように近隣の自治体においても、

議
町

長
長

個人情報保護の観点から、市民の権利、利益を守り、基本的人権の擁護に資するとともに、なりすましや不正目的の請求などの犯罪抑止効果が期待できることから、この本人通知制度を実施しています。

そこで、当町においても、この制度の導入に向けて検討なされてはいかがかと考えますが、当局の見解を伺います。

以上、登壇での質問といたします。

町長。

通告7番、小田議員の住民票の写し等の不正取得に係る本人通知制度についてお答えをするわけでございますが、答弁書に用意した内容、結構小田議員が細かく話されたので、重複する点があるかと思いますけど、この辺のところは御容赦をひとつお願いするところでございます。

住民票の写し等の不正取得に関しましては、議員も御承知のとおり、1つが、例のプライム事件であります。プライム総合法律事務所の実質経営者らが全国の調査業者から戸籍等の入手依頼を受け、所属する司法書士の職務上請求用紙を偽造いたし、全国の市町村から戸籍、住民票等の写しを1万枚以上不正入手し、刑法の有印私文書偽造同行使、戸籍法、住民基本台帳法違反により、平成23年11月11日に愛知県警が捜査員の戸籍等を不正取得された容疑で関係者を逮捕した事件であります。

このことは、特定事務受任者である司法書士等が必要により、職務上請求用紙（特定事務受任者）が所属する団体が発行する専用の交付申請書を用いて戸籍法及び住民基本台帳法に基づく戸籍謄本等の取得ができますが、そういった資格者が偽造いたし、罪を犯してまでも取得する背景があることが問題視されたわけでございます。

さらに平成24年11月に逗子市で発生したストーカー殺人事件におきましては、調査会社経営者が個人情報を逗子市役所から不正に入手いたし、逮捕された記事が平成25年11月4日に報道されたものでございます。市職員の情報漏洩による地方公務員法の守秘義務違反の疑いが持たれ、市役所からの情報流出が明白となった事件でございます。容疑者は本人になりすましたことによる業務妨害で逮捕されたものでございます。

この事件を受けまして、当町では類似事件の発生防止を目的に、情報管理の徹底について、平成25年11月18日付で、総務安全課から各課に通知が出されました。通知においては、住民記録システムの正しい閲覧の仕方と、電話での個人情報の照会に対する回答の禁止や、本人確認の徹底が指示され、現在に至っておりますのでございます。

一方、町民課におきましては、11月29日に課内回覧にて、第三者請求の本人通知制度を一部の他市町村が運用し始めていることを話題とすると

ともに、DVやストーカー事件の報道を受け、対応方法を検討した結果、本人確認の徹底について確認票を用いることにより厳格化することで、窓口や電話対応での事件発生の未然防止に取り組んだところでございます。先ほど冒頭、小田議員がおっしゃいましたように、町民の皆さん方においては、役場の職員で顔見知りもいたりというようなことで、過去にはそういうふうなことの中で業務をしてきたというようなこと、これがいよいきはよいわけでございますけど、場合によっては、これが問題になるというようなことで、ここの時点あたりから町も厳格に業務を遂行するようになったというようなことでございます。これらについては、我々も各双方反省するところが、過去のやり方においても、また今後利用者の皆さんに、ある面では今までと違った業務の執行内容で戸惑いを与えたり、反省するところでございます。

また委任状による第三者請求、これは法人等も含むわけでございますが、請求や、郵送請求に対する発行に関しましては、平成20年5月1日に改正されました戸籍法、住民基本台帳法の施行により、戸籍謄・抄本、住民票の写しなどの各種証明書請求時の本人確認が義務づけられたわけでございます。そして、平成22年6月1日からは、戸籍謄・抄本請求時の確認書類が原本提出に限ると厳格化されてきています。

町では、郵送請求者には、記載例を町ホームページで案内をいたし、使用目的を明確に記載させるなど、請求者と請求する戸籍、住民票等の対象者との関係のわかる書類、いわゆる疎明資料を書類として求め、第三者が交付請求する場合の請求理由、いわゆる発生原因、内容や理由を客観的に確認できる方法で、不正防止に努めてまいりました。また法務局職員が当町に来て、ここの現地監査を受け、2カ月に1回の日程で町職員が法務局へ出向いて戸籍事務指導を受けることで、戸籍等申請書の適法性をチェックいたし、指摘事項については改善をして今日に至っておるわけでございます。

さらに、従前から参加しておりますところの西湘足柄上地区戸籍事務研究会の研修に参加し、継続的に情報交換等を行い、これらのことに対応も図っておるところでございます。

足柄県下市町村の本人通知制度の状況についてでございますが、平成26年5月15日、神奈川県人権男女共同参画課長からの情報提供があり、平成25年9月1日の藤沢市を皮切りに、議員述べられましたように、相模原市、鎌倉市、伊勢原市が施行しておるところでございます。4市全て本人の権利及び利益を保護するとともに、不正取得の抑止を図ることを目的といたし、不正取引が行われた場合に通知する不正発覚型本人通知制度

を導入されたというようなことでございます。住民基本台帳法は、住所を公に証明することを目的とした制度で、住民の利便を増進するためにあり、及び戸籍法は、国民の身分関係を登録し、かつ公証することを目的とした制度でございまして、両者ともに法定受託事務であります。このことから、町は本人通知制度に関しては、近隣市町村で広く研究するものというような認識を持っておるところでございます。

なお、西湘足柄上地区戸籍事務研究会の会議において、この制度について、継続的に情報の共有を図っており、上位の団体である神奈川県戸籍住民基本台帳事務協議会においては、今後、国への法整備等の要望が予定されていると聞き及んでおります。町は引き続き、近隣の市や町及び県からの情報収集と状況把握に努めていくことが妥当であるということが今認識を持っているところでございます。そういうようなことで御理解を願いたいというふうに思うわけでございますが、これらまた住基カードの問題だとか、マイナンバーだとかというようなことも、またこれらにある面では関連することじゃなかろうかなと思います。これら、ある面では、法整備もされていくんじゃなかろうかなと思います。我々も住民と近いところにあるというような認識で擁護しているわけでございますが、これは近過ぎても一線を画さなければならない業務の一つだというような強い認識を持ちながら、公平・公正に取り組んでいけるようにやってまいりたいと思います。今後とも御理解よろしくお願いいたします。

- 9 番 もう簡単に言いますと、今後、国等の法整備を待ちながら、町では検討していきたいというふうに受けとめました。そこで、その検討を待っても、じゃあそうですかと、私の質問終わってしまうんですけども。実は、このことを考えるに当たって、幾つか、せつかくですから、お聞きしたいと思ってます。

まず、一番簡単なことなんですけども、窓口では、町民が住民票を欲しいと来たときに、本人が結局免許証とか写真つきの公的証明書を持てればオーケーだと思うんです。たまたま持っていないときに、たまたまそばに、もし私が行ったときに、知り合いがいて、自分は免許証持ってこなかったんですけども、何とかさん免許証持っているんなら、私、委任状書きますから、取ってくださいと、その場でやって委任状もらうことができますか。

町 民 課 長 結論言いますと、できません。

以上です。

- 9 番 要件を満たしていながら、代理人の持ってきた委任状には本人直筆、目の前で職員見ているんです。小田眞一、田中何とかさんに委任する、住民票1通。田中さんが免許証も持ってるし、住基カードも、二重に持

ってる必要ないけど、1枚持ってるとします。代理人ですよ、正規の。でも私は、本人は持ってないんです。どうなんですか、今できないと言われましたけど、法的には全部クリアしてますよね。

町民課長 議員、若干誤解されてるかと思うんですが、本人確認につきましても、これは住民基本台帳法、それから住民票省令等々で定義をされております。まず、そういう御質問ですので、細かく説明いたします。

まず、本人確認は顔写真が載っている、いわゆる官公庁が発行した写真つきの証明書ということで住基カード、写真つきのもの、もしくはパスポート、これ写真載ってます。それから運転免許証、この場合には本人確認ができますので、問題ないと思います。それから以上の顔写真つきのものを持ってない場合は、2つ以上の提示を求めるということが当町でやっております。これについても複数の提示を求めるということも法律で定義をされておりますので、わかりやすく言えば、町の判断で行っております。多いのが健康保険証、それから年金手帳、それから民間会社の社員証、それから本人名義の預金通帳等、これらがあれば、2つ以上見て確認をするということでございます。ただ、上記の証明書がない場合も直ちに請求申し出の不受理にするということではなくて、口頭による質問をさせていただいております。例えば保険証持っているんだけど、あとないという場合には、例えば御本人の本人確認ができることで、家族のお名前だとか生年月日を聞いて、この方は、この世帯のこの方だという確認がとれれば、客観的に判断をして本人確認とさせていただいております。ここのところが、次のところが重要なところでして、本人確認をしたというものの証拠を記録として残しなさいというのが、これ法律で定められております。そうしますと、住民票とか戸籍を発行したときの裏側に何をもって本人確認をしたかということで、その任に当たった人のサインと、それから内容を実際に書きます。これが先ほど町長の答弁にありました法務省の監査に必ずかかります。ですから、例えば先ほど言われた、委任状書いてもらったからいいんじゃないかということは、過去、町でもそういったものを検討したこともありませんし、委任状じゃなくて、ほかの方法でわかりますので、委任状書くどうのこうのよりも、法令に沿った中で、確実に公平に公正に本人確認をして対応しているというのが現実であります。それで特に問題は起きておりません。

以上です。

9 番 すみません、ここに気にかかって、本当に申しわけないんですけど、私が先ほど言いましたのは、じゃあ、私が自宅にいて、自分の息子に、おれきょう忙しいから、おれ委任状書くから、本人確認というのはあく

まで持ってきた人の本人確認ですよ。私の本人確認を役場でやるわけがないわけです。当事者が来たんだから、当事者の本人確認するんだけど、申請者の本人確認で、住基法が決まって、その場で住民票だとか、そういうのは決まっているはずなんです。そうすると、今の説明ですと、じゃあ私は役場に行かないで、自宅にいて、息子に取りにいかせたほうが簡単にとれるということになってしまう。代理人として、正規に、本人が免許証を持って、私はおやじのを取りにきましたと言えば出せるでしょう、法律で。だから、私がさっき聞いたのは、本人もいて、そばにいた知り合いに頼んだら、町では出せますか、これでひっかかる。と先に進まないんだけど、ちょっと、その辺改めて確認したいんです。というのは、今回問題になっているのは、本人確認が法律で決まって、必要書類が定められた。ですから、本人はそこで、ちゃんと必要書類出しているんで、法的にはクリアしているので住民票は出せますかという質問です。

町 民 課 長 今、議員の御質問のところは、本人確認ということと、代理権の確認ということで、委任状があった場合の処理ということだと思います。委任状については、委任状の要件があれば、それは全く問題ない話でありまして、通常の委任の形態があつて、それが職員が見て、どう見ても、際立って瑕疵がということがなければ、正規の代理権の確認と、それに基づく行為をするということでございますので、委任状のところを否定するものは一切ございません。それは委任状の中の処理の中で、これも法律に定められるとおりのもので、遵守した上でやっておるということでございます。

以上です。

9 番 せんだって、この町で発行した委任状による発行件数、合計では、町民課長に前もってお聞きしたんですけど、窓口で発行した住民票の写しは8,569、昨年度、今年の3月まで。戸籍謄本は2,680件で、合計すると1万1,249件ということを教えていただきました。このうち委任状による住民票は198件、戸籍謄本では43件だったとお聞きいたします。この件数というのは、ちょっと確認したいんですけども、イコール枚数ですか、件数、例えば1件で、何枚もというふうにカウントした数でしょうか、先にお聞きしたいんですけど。

町 民 課 長 ただいまの御質問は、先日、5月20日にお問い合わせがあった件でございます。これは申請書の単位、申請書、全部保管してありますので、その1件1件の件数をカウントしたものでございます。

以上です。

9 番 そうしますと、件数イコール枚数ではないという場合も出てきますよね。そこで、当町において、今まで不正取得だったというような、不正取得が発覚した事例というのがありますか。

町 民 課 長 不正取得はございません。
以上です。

9 番 調べたところだと、ほとんど業者ですか、職務上請求書というのがある、私も実際知らなかったんですけども、いろいろ見て気がついたんですけど、司法書士、弁護士、要するに8士業というんですか、何とか士、何とか士いろいろ国の免許とか持っている人。そういう人たちによる不正のあれが大きな事件というようなことなんですけども、先ほどの委任状の中には、土地家屋調査士とか社会保険労務士とか税理士とか弁護士、そういった8士業といわれる職業の方々から職務上請求書によるものというのはいくつか、もし数がわかれば参考に教えていただきたい。

町 民 課 長 ただいま職務上請求書というものにつきましては、今委任状との話が出ておりますけども、これについては委任状はついておりませんので、この請求書の中に先ほど申しました必要な内容、いわゆる疎明資料としての要件、それぞれ書いてありますので、これをよく精査をして、法律に基づけられました確認項目の上に、さらに当町では、特に士業の中の方が請求が多いので、そういう方の事務所の捺印、それから職員、それから登録番号、それから当然、この請求書の番号、そういうのを確認した上で、特に町独自の方法としては、その事務所が請求しているところ、返送先が事務所であるかどうか、その返送先が事務所でない場合には、少し疑いの意味ではないんですが、電話を入れるとかいうことの中で、よく精査をした上でやっております。したがって、職務上請求書については、委任状の中には入っておりません。

以上です。

9 番 その職務上請求書について、もし不正が発覚したというときには、その手だてというのはないのかなと思うんですけど、発覚した場合。仮に、町でそういった状況が出て、犯罪が起きて、これは不正取得だったということで、例えば弁護士がそれをやってしまったと。そういう場合、町の対応というのはどういうふうになるのでしょうか。

町 民 課 長 この不正取得が発覚したタイミングというのは、一つ、罪を犯した、犯罪として表に出た場合でございますので、まず、そういう状況が発生したと仮定した場合ですけども、まず、そういう情報が入った場合には、まず冷静になるということが1つ目、それから上司に報告をする。それから警察との相談に入るということで、そういった冷静な対応をしてい

きたいというふうに日ごろから考えておりますし、これについては、課の中での情報共有をしております。

以上でございます。

- 9 番 私の調べた範囲でお話させてもらおうと、法務局とか総務省、あと地方弁護士団体等から、よく職務上請求書を紛失したとあって、あれナンバー振ってあるそうなんです、全部。何番まで請求書とあって、10番から100番までなくしたという、その場合、なくしたのは、実はなくしてなくて、不正に使うために使われたという事件があるようなので、そうすると、法務局とかそういうのは、ホームページで、紛失した職務上請求書、何番というのをざあっと出してるみたいなんです、私確認しました、本当かなと思って。法務局のホームページ見たら。紛失職務上請求書、何番というのが出てるんです。そういったものを見て、職務上請求書を受け付けたときに、まず、これ不正の、なくした紛失請求書じゃないかというのをまずチェックするのも必要じゃないかなと思う。そんな幾つもないと思いますので、何番から何番までとか、そういったこと今まで行ったこと、また、もしくは、やったことってありますか。

町 民 課 長 御指摘のところにつきましては、番号の何番から何番まで紛失したという情報が、情報としてメール等で来ます。その時点で既に、県下のどこの市がということと一緒に出ている場合があります。確かにおっしゃるとおり、1枚1枚をその番号に照らし合わせてやったかどうかという御質問に対しましては、私、そこまで現場のことわかりませんので、やったということは断言できません。でも、これについては、これからの対応の中で、日ごろのルーチングの中で取り入れる必要があるというふうに考えております。

以上です。

- 9 番 先ほど町長のお話の中で、検討するということです。事前登録型と今までの告知型ですよね。事前登録型というのは、もう最初から、自分がそういうことを希望する人は町に登録して、もし私の住民票とか戸籍謄本が代理人、委任状によって発行された場合には必ず教えてくださいというものなんだろうと思います。告知型というのは、事件が発覚して、不正に出されたというのがわかった時点で初めてその方に、あなたの住民票がいついつ誰々さんによって出されましたよということを知通知するということです。先ほど告知型を検討しているということですけども、事前登録型のは非常に有効性あります。ただ問題は、登録する人がどれだけいるかという問題もあろうかと思いますが、事前登録型で検討したことはありますか。

町 民 課 長 まず、この制度で、事前型か発災型かという2つの選択肢があつて、先ほど議員御紹介の神奈川県下の市においても、全て事後報告型でございます。特にそれぞれがホームページで情報公開しておりますので、相模原市が要綱の中で、事前登録型について情報を出しております。そのまま読ませていただきますけども、不正請求防止の効果が期待できる一方で、多くの適正な請求も通知対象になり、市民に無用な不安を与える可能性があることや、弁護士等の業務に支障が生ずる場合があることなどから、導入に際しての課題があると認識。いわゆる正常に行つて、どうしても、その本人に通知をしてしまうと問題がある場合が想定されるというふうなことで理解をしています。

それから秦野市に、秦野市は実は最近導入されたんですが、聞いたところ、最終的には、両方の折衷型でないと機能は十分ではないかというようなことの情報をいただいております。その中で、事前登録型としても、全員の方が登録してないと、何かあったときに事前に登録されてない方が落ちてしまっていた場合には救済できないというふうな問題もあるということで、現実問題を考えた場合には、なかなか一つの方法で、型でやるのは難しいのかなという、難しいというか、まだまだ議論は必要かなというふうなことでございます。

以上です。

- 9 番 確かに事前登録型のメリットというか、短所もあります。弁護士さんとか司法書士さんは、仕事上、不正は全く関係なく、例えば必要な身元調査とか、そういうのが必要で、何か登録するに当たって戸籍謄本が欲しいという場合も十分ありますし、それを全て取りにきたということをして本人に言ってしまう、要するに職務上の密行性、何か秘密に行うということで、それは法的に認められるということなので、その辺の兼ね合いもあろうかと思ひます。そういった意味では、告知型のは、事件が起きて、あとのまつりというところもありますけども、それでも結構そういう制度をやっているという自治体に対しては、そういったアクションというか、悪い誘いが抑止できるんだろうというふうにも言われるし、現にそうだろうと思ひます。ただ、告知型の場合と登録型ですと、システムの面で、より経済的といったら失礼ですけど、登録型にすると、システムかなり変える必要も出てくるのかなと思うんですけど、役場のそのものの事務の処理についてや、告知型と登録型、私よくわかりませんが、事務処理、コンピュータのシステム、そういった分では、どちらのがより安くといったらおかしいけど、現実的に可能性ありますか。

町 民 課 長 神奈川県下の先行している団体に聞いたところ、やはり事前告知型で

すと、システム改修が出るということで、そこに一つ課題があるというふうな情報を得てますので、事前告知型にした場合には、やはりシステム改修の費用がかかるということを認識しております。

以上です。

- 9 番 大体わかりました。非常にわかりやすくお話していただきまして、ぜひ、近隣が、全体的にやっている中で、自分たちも乗っかろうじゃなくて、大井町は大井町独自の事前告知型でも、私はとりあえずはいいと思います。折衷型まで、いきなり事務もいろいろ事情があろうかと思うしますので、そういったことを今後進めていかればいいかなと思いますので、よろしくお願いします。ちょっと早いですが、終わりにいたします。ありがとうございました。